

田原市セントファール駐車場の管理運営に関する規則

平成16年3月30日

規則第4号

改正 平成17年2月24日規則第3号

平成17年3月29日規則第11号

平成20年9月25日規則第42号

令和2年3月27日規則第31号

令和3年9月29日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、田原市セントファール駐車場の設置及び管理に関する条例（平成16年田原市条例第3号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、セントファール駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(供用時間及び入出場取扱時間)

第2条 駐車場の供用時間及び入出場取扱時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者（条例第3条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、駐車場の供用時間及び入出場取扱時間を変更することができる。

- (1) 供用時間 午前0時から午後12時まで
- (2) 入出場取扱時間 午前0時から午後12時まで。ただし、地下駐車場については、午前9時から午後12時までとする。

(利用できる車両の範囲)

第3条 駐車場に駐車できる車両の範囲は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車のうち長さ5.0メートル以下、幅1.9メートル以下の自動車とする。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (3) 役員名簿
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過

去3年分の事業年度の決算書及び事業報告書

- (5) 田原市セントファール駐車場の管理に関する事業計画書（様式第2号）
 - (6) 田原市セントファール駐車場の管理に関する収支予算書（様式第3号）
 - (7) 納税を証する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月24日規則第3号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第11号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日規則第42号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第31号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。